

枚方市監査委員告示第 1 号

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査及び同条第 5 項に基づく随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成 28 年 3 月 2 日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 枚方市監査委員 | 勝 | 山 | 武 | 彦 |
| 同       | 大 | 西 | 正 | 人 |
| 同       | 田 | 口 | 敬 | 規 |
| 同       | 木 | 村 | 亮 | 太 |

## 第1 公の施設の指定管理者監査及び随時監査の対象

### 1. 枚方市都市公園有料施設

#### (1) 公の施設の指定管理者監査

[対象団体] 枚方体育協会・木幸S P 共同企業体（指定管理者）

[対象事務] 平成26年度、平成27年度における枚方市都市公園有料施設の指定管理に係る事務の執行、業務の管理運営、財務に関する事項、その他

#### (2) 随時監査

[対象部課] 土木部公園課

[対象事務] 平成26年度、平成27年度における枚方市都市公園有料施設の枚方体育協会・木幸S P 共同企業体による指定管理に係る事務の執行、財務に関する事項、その他

## 第2 監査の期間

平成27年11月4日から平成28年3月1日まで

## 第3 監査の結果

本監査の執行に際し、関係者から事情聴取し、また、提出された関係書類を監査した結果について、監査委員協議を行ったところ、事務処理状況はおおむね適正に処理されているものと認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられた。

以下、留意点、意見を述べる。

### 【意見・要望事項】 < 土木部 公園課 >

#### ○指定管理者による指定管理業務の執行について

平成26年度の指定管理業務において、本来指定管理者が支払うべき光熱水費等の経費を、事務処理の遅延により市が支払っていた。これについては、年度途中で指定管理料の変更手続が行われていたが、年度終了後に提出された指定管理者の事業報告書には、変更内容が反映されていなかった。

今後適切な事務執行に努めるよう要望する。

また、枚方市都市公園有料施設の使用料の徴収及び還付に関する委託契約書では、使用料の徴収を行った日から5日以内に指定金融機関に納付することと定めているが、期日内に納入していない事例が見受けられた。

契約書に基づく適切な運用が行われているか十分に確認するよう要望する。

さらに、一部の運動広場において、公園占用許可手続が行われていない保管庫が設置されていた。

今後は、所管課として適切に施設の管理運営状況の実態を把握し、必要に応じて指定管理者への指導を行うよう要望する。

#### ○指定管理業務のモニタリングと評価について

今回、監査対象である都市公園有料施設について、公園課が実施した実地調査時のモニタリング評価表の一部の項目について、評価が行われておらず、モニタリングが不十分な状況となっていた。

今後は、指定管理者の管理運営業務を正確に把握し、適切なモニタリング評価に努めるよう要望する。